

## 第15回国立市介護保険運営協議会

令和6年1月19日（金）

### 【林会長】

定刻となりましたので、第15回国立市介護保険運営協議会を開始いたします。  
まず、事務局からお願いします。

### 【事務局】

第1号被保険者委員として大井委員が退任された後、お一人足りない状況が続いていたんですが、今回から新たに瀬戸委員が第1号被保険者委員として就任していただけることになりました。先ほど委嘱状の交付自体は終わっているのですが、ここで簡単に瀬戸委員から自己紹介をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

### 【瀬戸委員】

ただいま御紹介にあずかりました瀬戸真弓と申します。高齢者として参加するわけなんですが、私は建築と福祉の融合分野で教育と研究の分野に関わってまいりまして、今回は当事者としてこの会に参加させていただくことで、とてもうれしく思っております。ありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

### 【林会長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。まず1つ目が議事録の承認。前回の第14回の議事録がお手元にあるかと思いますが、何かお気づきの点ございましたでしょうか。事務局に何か連絡はありましたか。

### 【事務局】

ないです。

### 【林会長】

では、第14回の運営協議会の議事録ですが、このとおり認めるということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

### 【林会長】

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

次の議題は、国立市地域包括ケア計画（第9期国立市介護保険事業計画及び第7次国立市高齢者保健福祉計画）の中間答申についてであります。これについて事務局から御説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、地域包括ケア計画の中間答申についてということで事務局から説明させていただきます。

まず、皆様のところには先週、地域包括ケア計画案ということで、第1章から第4章までなんですけれども、こちらの資料を送らせていただいております。こちらについては、今日、今まで見ていただいた中でお気づきの点、御意見、疑問点等ございましたら、まず今日この場でお話をいただきたいということがまず1つ。

それから、大変申し訳ございませんでしたが、第5章以降が原稿の作成に時間がかかりまして、本日机上配付という形になりました。さすがに、今日配って今日意見をということはできませんので、こちらの第5章以降につきましては、今日、皆様にお持ち帰りいただいて、来週いっぱいかけて、お気づきの点、疑問点等の御意見あるいは御質問

をいただければと思っております。

地域包括ケア計画の中間答申という形で、こちらの2つのこの資料を取りまとめたものをパブリックコメントにかけたいと市当局としては考えてございまして、4月からのことですので、パブリックコメントをできる限り早くかけたい、できれば1月中にはパブリックコメントにかけていきたいと考えてございまして、いま一度運協の招集をかけるのは難しいところもございまして、本日いただいた御意見、それから、来週いっぱいかけて御意見等をいただいた上で、事務局と正副会長と協議させていただいて、中間答申案という形でパブリックコメントの実施につないでいきたいと考えてございまして。

あともう一つ、私どものほうで地域包括ケア計画案を送付させていただいたときに、第8期であるとか第7期については、サブタイトルとして「生まれてから最期まで地域で暮らし続けるために」といったようなサブタイトルをつけていたんですが、第9期と第7次に向かっても、こういったサブタイトルを考えていきたいと思っておりますので、もし皆様方に、この地域包括ケア計画にサブタイトルをつけるとしたら、いい案がございましたら事務局にお知恵を貸していただければと考えてございまして。ですので、取りあえず今日は第4章までについての御質問、御意見をいただければと考えてございまして。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。それでは、事前に配付された4章までの中間答申の案ですが、これについて質問や御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

山路先生、ちょうど今、この意見をいただくところです。

【山路委員】

遅れましてすみません。

【林会長】

山路先生、遅れてこられたので追加で説明しますと、4章までは今日意見をいただいて、今日配付された5章以降については、1週間ぐらいかけて、御意見や質問などを出していただいて、来週中にはまとめて、その後、遅くとも1月中には中間答申を事務局と正副会長の協議に一任させていただいて、そこでまとめて、1月中にはパブリックコメントにかけたいという、そういうスケジュールで進めていこうと思っております。

どうぞ、小林委員。

【小林委員】

小さいことすみません。31ページの1行目の「先述(p. )の通り」というの、これ、ページ数ということでしょうか。ここまでページが決まらないということですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

すみません、脱字になっております。入れておきます。ページを振る前の原稿をそのままにしてしまっておりました。31ページの1行目ですよね。いろいろ原稿の組換えがあって、「先述」でなくなっていて、ほかの言葉になってくるので、1行目そのものを書き直しさせていただきます。御指摘ありがとうございます。

【小林委員】

じゃ、いきなり「国立市では」から始まる感じ。

【事務局】

そうですね。それで大丈夫です。失礼しました。

【小林委員】

あわせて、31ページ下から6行目ですか、「図表のとおり」の図表は13ということでよろしいですか。

【事務局】

13以降になります。分かりにくいようでしたら書くようにいたします。図表の13、14、15を指しますので、そちらを加えさせていただきます。

【小林委員】

13、14、15。

【事務局】

はい、そうです。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにお気づきの点はございませんでしょうか。

それでは、これは今日締切りということではなくて、4章以降と同じように、来週中には御連絡をいただければということよろしいですね。

【事務局】

はい。よろしく願いいたします。

【林会長】

それでは、今なかなか出ないようですので、来週中には5章以降を含めて、第4章までについての御連絡をいただければと思います。

それでは、議事を進めます。会議次第の3、介護保険料の改定についてであります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、次第の3番、介護保険料の改定についてというところでございます。介護保険につきましては、介護保険法という法律で、3年間を1つの事業期間として、3年ごとに事業の見直しを図るとともに保険料を直していくというような手順は毎回繰り返されているところでございます。次の事業計画期間というのが令和6年4月からの第9期事業計画期間というところになりまして、令和6年4月1日以降の介護保険事業についての介護保険料、こちらの見直しについてということで、本日運協のほうに諮らせていただきたいというところでございます。

それでは、資料に沿って、大まかな介護保険料の考え方等を示させていただきながら、今現在、市としてどのように保険料を考えているかというところを説明させていただきます。まず、本日配付させていただきました資料36番、横長のタイトルとして、「第9期介護保険料推計値と第8期実績見込比較」という資料を御覧ください。介護保険の保険料については、介護保険事業にどれぐらいお金がかかるのかというところから、そのかかる費用のうちの基本で言うと23%を第1号被保険者、これは65歳以上の国立市民ということになってくるんですが、第1号被保険者の負担する分ということで、その総費用を第1号被保険者の皆さんで分担していただくというのが基本的な考え方でございます。介護保険事業の費用というのは、基本的には保険の給付と地域支援事業という、大きく分けて2つの種類の事業がございます。資料ナンバー36では、保険の給付のうち、まず一番上の行に標準給付というものを挙げさせていただいております。標準給付といいますのは、下のほうにある市町村特別給付というのがあるんですが、それと2つ併せて保険の給付ということになるんですが、財源の負担率は計算方法が違うので分けて書いてございます。標準給付費といいますのは、特養や老健といったような施設利用に係る部分の保険給付であったり、あるいは在宅の方のヘルパー利用やデイサービ

ス利用、はたまた住宅改修といったような保険給付全般の費用、そこについてかかる費用の金額が標準給付費になります。

こちら、国の用意している見える化システムという、介護保険の保険にかかる費用を推計するコンピューターシステムがあるんですが、こちらで第9期について推計を取っておりまして、現在推計値が、令和6年、令和7年、令和8年の3か年間で、合計して185億3,893万5,061円。この表の左側の「第9期合計」と書いてある下の行に書いてある数値が3年間でかかる保険給付の金額となっております。その下に、地域支援事業費というのがあります。こちらは、要支援の方が利用するデイサービスやヘルパー利用といった介護予防・日常生活支援総合事業と言われる、一般的に総合事業と言われている事業に係る部分のお金であったり、あるいは地域包括支援センターが携わっている介護予防事業といったような事業を含む地域支援事業というのがありますが、こちらが推計値では、令和6年から令和8年の3か年間で9億6,589万4,516円ということで試算されています。

そして、AとBと書いてある標準給付費見込額と地域支援事業費の見込額、これらの合計額に23%という負担率を掛けたものが第1号被保険者負担分相当額というところでございます。これが全体で194億円ぐらいいっていますので、その23%ということで、44億8,611万803円という金額になってございます。

その下に、あまり聞き慣れない調整交付金というものがございます。こちらは、国が各自治体に、保険給付にかかった費用の一部、原則25%なんですけれども、25%のお金を交付金として各自治体に交付しているんですが、そのうちの5%部分が自治体の住民の方の年齢構成や所得条件によって調整がかかるということをやっておりまして、それが調整交付金です。その調整交付金相当額というのは、満額5%が出たら幾らになるかという部分を出しているんですが、こちら、AとBを合計して5%ではなくて、Aはそのままなんですけど、Bは調整交付金の対象になるのが、ヘルパー利用やデイサービス利用と分かれてきますので、そこで「AとBの一部の5%」と書いたんですが、こちらの調整交付金が満額もらえたとして9億6,306万5,979円。これに対して、実際に国立市の今現在の高齢者の年齢構成であるとか、あるいは保険料算定のための所得の状況等をコンピューターに入力して試算したところ、調整交付金が満額なら9億6,000万のところ、実際に出てきている見込額は4億4,999万4,000円となっております。この交付見込額の隣に、2.70%、2.39%、1.94%と書いてありますのは、令和6年、7年、8年それぞれの年についての調整交付金が保険給付の何%出るのかといった調整率です。その1行上のところには、満額だとしたら5%と書いてあるんですが、5%に対して2.7%、2.39%、1.94%しか出ないという試算になっているというところでございます。

その次に、市町村特別給付。これは、ケアマネ事業所の体制整備のための加算給付であったり、あるいは在宅の要介護3以上の方を対象におむつの給付をしているような特別給付、こちらは法律上の位置づけで、市町村が条例をもって実施することができる給付なんですが、財源として第1号被保険者保険料しか充ててはいけない、国や都道府県や市町村の交付金や繰入金も充ててはいけないという特別給付。こちらが3年間で1億7,365万2,096円見込まれているという状況です。

その次に、保険者機能強化推進交付金と書いてあるんですが、いわゆるインセンティブ交付金と言われている国からの交付金です。こちらが3年間で5,095万5,000円の交付見込み。その次に準備基金取崩し金、そちらの見込みをここでは一旦ゼロとして置いているんですが、後ほど、この準備基金の取崩しの金額をどう設定す

るかで介護保険料が変わってきますので、幾つかパターンを示させていただきたいと思っております。

その次に、保険料収納必要額というのがございます。これは、標準給付に係る第1号被保険者負担分相当額という部分や調整交付金の満額もらえない部分、それから、市町村特別給付でかかる費用といったようなものを積み上げて、逆にエクストラとしてもらえる保険者機能強化推進交付金等を差し引いた上で、3か年間でどれだけのお金が保険料として必要かという金額でございます。これが51億2,187万9,878円。その次に収納率。介護保険料を1万円分お願いしたとしても、必ず1万円入ってくるわけではないということで、収納率といった要素が入ってきますよというところでございます。

最後に、これを第1号被保険者の人数で割り返していくことになるんですが、こちらが5万6,205人というのが現在の試算の段階での被保険者数になっておりまして、令和6年、7年、8年のそれぞれの年間の金額であったり人数であったりは、右側の網かけをしてある、少し灰色になっているセルの中に入れていただいております。

右端に第8期見込みという数値を掲げさせていただいております。第8期といいますのは、令和3年、4年、5年度の3か年間で第8期になるんですが、こちらの見込み、令和3年度、4年度は実績が出ているんですが、そちらの見込みの標準給付費であるとか市町村特別給付費であるとかといったようなところを示させていただいております。そういった形で、かかる費用と、それを分担する方たちの人数である等を見ていきながら、保険料が標準で幾らになるのかというのを試算していくことになるんですが、続いて資料の37を御覧ください。これは見える化システムにいろんな条件を入力して、結果として保険料の基準月額が出されるんですが、そちらについて試算した、いろいろなパターンを示させていただいております。

まず、資料ナンバー37の表面には、保険料を市民の方をお願いしていくときに、所得の段階に応じて保険料の金額を決めてお願いしているところなんですけれども、今現在、国立市は所得の段階を14に分けています。こちらの14段階そのままですけれども、どれぐらいの保険料額になるのかを右側に示させていただいております。ここに書くのを忘れてしまったんですが、今現在、第8期は基準月額6,185円で事業に取り組んでいます。そこに対して、現状のままの所得段階の割り振りの中で準備基金を取り崩さなかった場合というのは一番上に書いてありますが、準備基金を全く取り崩さないで、なおかつ国からの交付金が国の試算どおり、2.7%、2.39%、1.94%という調整交付金の割合だったとした場合、試算上の保険料月額は、今現在6,185に対して7,539円という金額で出てきています。

その下に3つ分けて書いてある3億円と書いてある部分、こちらは準備基金、今現在の残高は6億3,000万円あるんですが、ただ、年度内に5,000万円ほど取り崩す予定でございますので、第9期に持っていける金額は、おおよそ5億8,000万円程度と現状では試算しているんですが、その5億8,000万のうち3億円を取り崩した場合、そして、財政調整交付金は、国の試算どおり、計算値と書いてある2.70%、2.39%、1.94%と出てきた場合に7,098円。実際には財政調整交付金は今現在、国立市は実績として、4.12%、4.08%、4.08%という、そういうパーセンテージで調整交付金を受けているわけなんですけれども、その、どれぐらい調整交付割合が出てくるかが分からないので、幾つかパターン分けしています。8期の試算をしたときと比較して、実際の調整交付割合が多く来ているので、その上振れ分をどれぐらい反映させるのかというところで2つ試算をして、それぞれ6,835円、6,966円と出ています。その下に、基金の取崩しを4億円とした場合が出ていまして、それぞれの

調整交付金の割合に応じて、6,950円、6,687円、6,819円という試算になっているところがございます。

資料の裏面に移ります。こちらは、事務局が今有力だと考えている保険料段階を増やす場合です。増やし方については、次の資料ナンバー38に書いているんですが、最上位の所得者をさらに所得の高い人の階層に分けているということを考えてございます。今現在、第8期では、最上位の所得の方は所得金額1,400万円以上で第14段階としておりまして、その段階に358人の方がいらっしゃるというようなコンピューター上の数値になっているんですが、そこをさらに、1,400万円以上というところを、2,000万円以上と3,000万円以上という所得金額に分けて、それぞれ1,400万円以上、137人、2,000万円以上、99人、3,000万円以上、122人というような所得段階の方により高い保険料を負担していただくことをするという試算をした上で、資料ナンバー37の裏面が保険料額を試算してございます。

16段階の保険料で、準備基金の取崩しを4つのパターンをつくっております。全く取り崩さない場合、3億円取り崩す場合、3億5,000万円取り崩す場合、4億円取り崩す場合としておりまして、全く取り崩さない場合に調整交付金の交付割合が、国の試算どおりですと7,471円の月額保険料がかかるというところがございます。今現在が6,185ですので、7,471ということは2割増しになってしまいます。全く取崩しをしないで調整交付金が国の言うとおりに来なかった場合に備えて、保険料を上げる場合には20%増しになるんですが、3億円取り崩した場合は、調整交付金が、国の言っているとおりであっても7,034円で、3億円の4つある区分のうち一番下、今現在と同じ値の調整交付割合が適用されるんだとしたら、6,540円と出ています。6,540円ですと、6,185円から見ると5.7%増し、さらに取崩し額を3億5,000万円にした場合、調整交付金の交付割合を8期と同じ金額が出ているとしたらということで出したものは、3.5億円という区分の一番下なんですけど、6,467円。4億円取り崩した場合は、8期と同じだけの調整交付金の割合で交付金がもらえるのであれば、6,394円という試算になってございます。事務局といたしましては、4月以降、第9期事業計画に持っていける準備基金、こちらが5億8,000万という今のところの目安、目安といいますか、当てにできる金額でございまして、基金の取崩し額としては3億5,000万円ぐらいが適当であろうと考えてございます。

その中で、今現在と同等の調整交付金がもらえるとしたらということで6,467円という金額であれば、もし調整交付金がこの金額どおりに来なかったとしても、残りの2億3,000万円である程度対処していけると考えられますので、3億5,000万の取崩しで6,467円というところが、今現在考えられる事務局としての数字かと考えてございます。

この6,467円を実際に今、被保険者の方の所得段階に当てはめた場合に、第8期と比較してどれぐらいの金額、保険料が月額で変わるのか、そして年額でどれだけ変わるのかというのが、資料ナンバー38となっております。所得段階第1段階という方が一番所得の多くない方なんですけど、こちらの方の場合で今現在、1年間で1万4,800円の保険料額が1万5,500円、700円の増額になります。これ、1万4,800円に対してということになりますので、700円を1万4,800円で割ると、およそ4.7%程度の値上げで、真ん中のところに、「第5段階（基準）」と書いてあるんですが、これが基準月額と言われる、倍率で言うと1.0倍とされている、国立市の保険料はと言われたらここが基準になってくるんですが、その金額が年額で7万

7,600円、年額の引上げ額が3,400円ということで、もともと8期では7万4,200円でしたので、値上げ幅としては4.58%になります。ここは基準月額6,185円を6,467円ということですので、第1段階から第13、14段階まではほぼ4.5%から6%の間で、あとは端数処理の関係でちょっと変わってくるということだけなんです。第15段階、第16段階の方は、所得階層の分け方を変えた上で、より高い負担を求めていくことをやっておりますので、もともと第14段階であった方が第15段階になった場合は、8期では20万7,800円であった保険料額が25万6,000円、4万8,200円の増額になります。25万6,000円に上がるということですので、20万7,800円から見た場合、23%増しということになります。

最上位の所得3,000万円以上の方につきましては、29万4,900円、8万7,100円の増額になります。この場合は、29万4,900円割ることの20万7,800円ですので41.9%、4割以上の引上げになるといった試算になってございます。そして、それぞれの所得階層にどれぐらいの被保険者の方がいらっしゃるかというのは、所得段階と書いてある欄の右側に所得金額、そのまた右側に被保険者数という欄がありますので、そちらを見ていただければ、第1段階の方が最も多くて3,413名、そして、第2段階、1,328名といったような形で、ずらっと下に書いているといったような状況でございます。

以上、雑駁ではございますが、介護保険料の改定についてということで、資料に沿って説明をさせていただきました。

最後にまとめさせていただきますと、標準給付と言われる保険給付等も伸びが見られる中で、国立市としては、今ある準備基金を最大限に利用しつつ、第10期以降の、あるいは第9期の中での不測の事態に備える分の準備基金を最低限残しつつの取組ということで、3億5,000万円の取崩し、そして最上位所得層の方への負担を求めていく中での基準月額6,467円、約4.5%増という保険料基準月額の改定というところを事務局の第1案として出させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

**【林会長】**

ありがとうございました。第9期の基準月額を6,467円にしたいという御提案、大変丁寧に説明をしていただいたのですが、それでもやはり、こういう保険料の計算は皆さんあまり慣れてないかもしれませんので、何でも結構ですので、御質問あるいは御意見ございましたらたらお願いしたいと思います。

小林委員、どうぞ。

**【小林委員】**

第9期案の基準所得金額のところの7段階から13、14までは大体同じ伸び率というか、所得の段階とか、2、2、2とか上がっているんですけども、そこから15、16になると、いきなり切れがいいというか、一気に2つぐらい上げていくんですけども、この辺は根拠があったりして、数値がこれだけ跳ね上がる形になっているんでしょうか。

**【林会長】**

事務局、お願いします。

**【事務局】**

このパターンは幾つか事務局でも試算してみたんですが、正直、これぐらい上げないと効果が出ないところもございまして、もう一つ、やっぱり所得金額で2,000万円以上3,000万円未満、あるいは3,000万円以上ということになってきますので、

これはもう普通の年金収入の方ではなくて、御自分で事業をされていらっしゃる等のかなり所得的に最上位の方と考えまして、このところで倍率を0.5倍程度上げていくというようなことでも、金額としては、資料ナンバー38の右端にあります4万8,200円、8万7,100円の1年間の保険料額の値上げ幅というところで、これであれば御理解いただけるのではないかという考えもございまして、このところの思い切った基準額比率を決定させていただいているということが事務局の正直なところでございます。

以上でございます。

【林会長】

いかがでしょうか。

澤地委員、どうぞ。

【澤地委員】

調整交付金見込額というのが9期、令和6年が2.70%、令和7年度が2.39%、8年度が1.94%ということで現時点で見込まれている中で、最終的に第8期と同額のような上振れというのは、そういうことになるのでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

正直、推計値と国の見える化システムの今までの経緯から見て、確実にこうなるとは言えないです。それも含めて考えると、現状の4%台の調整交付金が来てもおかしくないですし、逆に2.7%しか来ないこともおかしくないということが考えられます。でするので、そのところに対応するには、基金の取崩し額の中で、ある程度の残額を残しながらの基金取崩しと考えたというところで、調整交付金が見える化システムのとおり2.7%、2.39%、1.94%というところであると、正直、そういうふうに計算している他の市町村はほとんどないんです。どこの市町村も、今年度見える化システムは調整交付金を低く出してくるという癖のあるところが多いみたいで、毎回毎回、手を替え品を替え、国の試算システムは実績とちょっと違うような感じのものを出してきている中で、今回、調整交付金がかかなり低めに出てきているようだというところがありまして、その中では、現状の調整交付金割合を試算の中に取り入れつつ、何か不測の事態があったときのために基金をある程度残すという考え方で試算をさせていただいているといったところでございます。

以上でございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

山路委員。

【山路委員】

今の話、一番分かりにくい話なんだよね。蓋を開けてみるまでどうなるか分からないということ自体が非常に不可解な話なんですけど、仮に第8期と同じように4%台の調整交付金が出なかった場合、これと言うと、計算値とか上振れ分反映とか、半分の反映となった場合に、その分の差額を3.5億円の基金取崩しの、それによって取り崩さなくちゃいけないような事態が来るということですね。それは想定して、いずれにしても6,467円の保険料を堅持するために、計算値というか、実際の調整交付金がこの計算値とか上振れ分反映とか、そういうシビアな形になった場合、取り崩して調整すると理解していいわけですね。



【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

山路委員のおっしゃるとおり、準備基金の取崩しでまずは対応すると。これがもし、準備基金を取り崩してもさらに足りなくなるといった状況に追い込まれる際には、介護保険の制度として、都道府県から借り入れることができるというところもございます。ただ、これ、上振れ分云々と書いてあるところ、8期上振れ分反映と書いてある同じ3.5億円のところで6,700円とかあるんですが、大体準備基金を1億取り崩すと150円ほどは変わると試算できますので、今3.5億円取り崩しても2億8,000万、およそ3億円近くある状況でございますので、そういう意味では手持ちの準備基金だけで400円程度までは耐え得るといえることが考えられますので、3.5億円の6,467円であれば、恐らくは水平飛行できるんじゃないかと考えてございます。それでもなおかつ足りなくなった場合には、都道府県から借り入れた上で、それを返済する金額を第10期の保険料に上乘せしていくというようなことになります。

以上でございます。

【林会長】

山路委員。

【山路委員】

都道府県から借りるにしても、返さなくちゃいけないわけですからね。そうすると、第10期以降にしわ寄せが来るといえることは、もしそうなった場合は明らかだし、いずれにしても今回の積立て準備基金のように、5.8億円を保険料の調整に充てられるということは第10期以降はできないということですよ。つまり、現在の保険料の金額をできるだけ抑えるために、引上げ幅を抑えるために10期以降の人たちにしわ寄せが来る。恐らく中長期的に見ても、介護保険給付費はどんどん増えていくわけだし、それから第1号被保険者もだんだん支払い能力がなくなってくるわけだし、40歳から64歳までの方々も、だんだん少子化で人数が下がってくるわけですから、保険料の第10期以降、さらにその先を考えると、値上がりはもう避けられないという非常にしんどい話になる。そんなことを言ってもしょうがないんだけども。ですから、差し当たって保険料の引上げ幅を抑えるという選択でいいのかどうか。むしろそれによって先送りされて、10期以降の人たちの保険料、特に現役世代の人たちの負担が増えてくるといえることは覚悟せざるを得ないということだろうと思うんですが、それでいいのかどうかです。という非常に難しい判断になるわけですが、これは今の保険料の仕組みから言うと、しょうがないと言えばしょうがないんだけども、そこら辺のところ、委員の方々の御意見なり御感想を伺いたいと思います。

【林会長】

ありがとうございます。今、山路委員から、6,467円という基準月額にした場合、もしかしたら第10期以降のしわ寄せが発生すると、その時点での引上げ幅が非常に大きくなってしまふとということで、6,467円というのは、先ほどの御説明だと、前の期に比べて4.5%の引上げということですね。ですから、4.5%引き上げて6,467円でいくか、あるいは、もっと引き上げるという。4.58じゃなくてももう少し引上げ幅を上げて、その分、例えば基金取崩しを3.5億じゃなくて3億円に抑えておいて、何かあったときのために取っておくとか、そういういろいろなことが考えられるんですが、いかがでしょうか。委員の皆様の御意見として自由に言っていただきたいのですが。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】

所得の高いところの部分で言うと、13から14に上がる、要するに、8からだど2、2、2、頭の数字だけ2に上がっていくのが、この部分を、例えば、もう2つ分ぐらいとか段階を細分化すると、納得という言い方は悪いんですけども、あるのかなというところの部分と、また、14段階の人が41.9%上がるというのはすごく大きいものなんじゃないかなって。いただくのはいただくのでいいんですけども、2ずつ上がっていたものが、いきなり6上がって10上がるというところの部分がどうなのかなという部分が、説得というか、納得できるかなというところが心配だなというのが正直あります。

あと、先ほど言われたとおり、10期に関しては基金が完全になっちゃうという、そういうことでよろしいのか。この2点聞きたいです。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

一番簡単なほうから。10期、準備基金がなくなるのかということですが、今の試算では2億8,000万残るという試算です。

それから、さらなる細分化という御意見をいただいて、実は私ども、18段階まで分けるという試算も1回やってみました。そうしましたら、そこの所得階層に入っている方が、かなり人数が減ってきてしまったんです。その場合に、今、16段階まで分けている場合に、少ない層でも約100人はいるというところなんですけど、100人を切ってきますと、50人とか、あるいは30人とかという層が出てきてしまいますと、転出であったり、あるいは死亡であったりしたときに、そもそもの計画自体に影響が出かねないという部分がありまして、そういった意味でも、何とか100人ぐらいはほしいかなというところでこの段階分けをしたといったところがございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

澤地委員、どうぞ。

【澤地委員】

15段階、16段階になる方が、さっき、転出なんていうことを言われましたけれども、近隣の他の自治体がどういう金額の設定なのか分かりませんが、確かに41.9%も跳ね上がる。隣の立川に行けば9,400円ということであれば、他市に流出するというようなことのイメージがぱっと思い浮かぶんじゃないんですけども、近隣のほかの自治体がどういう設定になっているのか、そこの比較で、もしかしたらそういうことを考える方も出てくるのではないかなんて思ったりもするんですけども、いかがでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

今現在、6,467円に設定したとして、26市中、恐らく第5位になってきます。これは第8期の6,185円が26市中5位です。というところで、確かに立川市よりうちは高いわけですけども、所得が3,000万円以上ある方で高齢の方ということになってきますので、持家である可能性もそこそこ高いんじゃないか。そのときに、介

介護保険料で8万円出費が増える。月額で言うと7,000円ほど出費が増えるので、今住んでいる家を売却して立川市に住み替えるかという判断はしないでくれるといいなどは考えているのですが、もちろんそういった要因等で転出ということも考えられるかもしれないんですけども、他の自治体と比較して、現状では一応キープできそうな金額というところもあっての6,467円というところでございます。

以上でございます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

山路委員、どうぞ。

【山路委員】

度々すみません。先ほどの、転出するかしないかはともかく、特に高所得者層の人にそれだけの負担を、急に増えるような負担を負わせていいのかどうかという、そういう話ですよ。一般的には、社会保障というのは所得の再分配機能というのがあって、所得の高い人から所得の低い人に流れる機能を持っていて、それが社会保障の、ある程度平等性、公平性を支えているという面もあるものだから、理屈としては、別に高い所得の人からたくさん取るといことはおかしくはないと思うんです。ただ、それも限度がある。どのくらいの限度にするかという問題なんですけど、少なくとも今回、介護保険料の改正で、こういう形でやるということにするならば、特に所得の高い人たちに対してはきちんと説明をして、同意を求めていく必要がある。この介護保険運協の中では、それだけ所得の高い人の代表者がいるわけじゃないので、その人の意見は多分出てこないと思うし、あと、タウンミーティングのような、パブリックコメントを求めても、高い所得の人からの意見はなかなか出にくいと思うんですけども、ただ、出なかったからといって、みんながそれですんなり納得しているかどうかは別問題です。やっぱり所得の高い人にはきちんと説明していくという努力を、今回はこういう形でさらに、急傾斜で累進的に負担が増えるということについての説明、同意を求めていく必要があると私は思います。

【林会長】

ありがとうございます。

小出委員、どうぞ。

【小出委員】

今、山路先生がおっしゃったとおり、説明をしていくというのは非常に大事だと思いますし、説明するためには、やはり今回の介護計画が説明に資するものでないといけなないので、要は、この内容が高所得者の方々に負担を強いるものであることの特性が計画の中にあると。でないと説明ができないということかと思っておりますので、事前に送付いただいたこちらしかまだ見てないので何とも言えないんですけども、今日配付されたこれは、高所得者の方々に負担を強いる内容、資する内容だということだと思っておりますので、その辺で負担を減らすという形になるのかなと思っています。

【林会長】

小林委員。

【小林委員】

あわせて、すみません。先ほど、転出という部分が、私の説明と澤地さんの説明で逆になっちゃうんですけど、私のときは、転出する場合があるという形になって、澤地委員の場合は高所得で持家だから出ないという部分があると整合性が違っちゃうのかなという部分があるので、個人的には100を切る切らない、高所得者は持家があるという

こととするならば、頭で言うと2、2、2でいったのが急に6、10というよりも、累進課税的に言うと、旧の14段階ですね、新しいのは14、15だから、あまりにも急激にそこが跳ね上がっちゃうので、もう少し緩やかなカーブでいけるような形ということで、例えば被保険者数が50ぐらいになったとしても、そこよりも数値のところの部分がうまく累進課税していくような形になったほうが納得ができるんじゃないかなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

私が小林委員のときに回答したのは、転出を死亡と言いました。主に資格喪失は死亡です。ですので、澤地委員の、上げられたことによって逃げ出すのではないかに対しては、持家等の資産状況もあるので転出をすぐに考えることは少ないのではないかと申し上げましたが、小林委員からのもうちょっと細分化してはというところで私が一番危惧しているのは、細分化した結果、30人とか20人とかの階層の方で亡くなる方が出てきたときに、その階層の部分がまるっとなくなってしまうということを危惧していたところでございまして、ただ、累進的なのというところは十分考えられるところではあるのですが、現状そこを細分化して行って、累進的にしてどうなるかまでは試算していないところではあるのですが、人数が少ないところを考えると厳しいかなというふうには正直考えているところで、10とおっしゃっていたんですが、上げ幅について言えば0.5倍という基準月額と考えてございますので、基準月額ベースでいくと、1万7,318円だった方が1万8,108円、2万1,341円、2万4,575円というところでございますので、倍率としては段階ごとの0.5倍のアップで計算しているところですので、これについては、なかなか代案が見つからなかったというのが正直なところでございます。

以上でございます。

【林会長】

いかがでしょうか。14段階、15段階、16段階のところを年額で見ると、14段階の人が15段階にいくと4万円ですか。さらにその上にいくと、また4万円ぐらいということですが、月額で言うと3,000円ぐらい上がるということで、これぐらいの所得の方が月額3,000円上がるというのは、そんな負担感はないような気も、勝手ながら、違う意見は当然あるかと思いますが、そんな気もいたしました。ほかにいかがでしょうか。

さて、今日これを決めないといけないので、どうしますかね。中間答申を出してパブリックコメントにかけたいということを考えますと、ここが決まらないとなかなかその作業に持っていけないので、今日、可能であれば決めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

どうぞ、小林委員。

【小林委員】

私、一番右側を見まして、保険料年額の差というところが、上がる、上がるとずっといくんですけども、最後の15段階と16段階のところ、1つ上のところの14段階だと年額の差が9,400円、ある意味、そこでは緩やかにいっている。そこから、約5倍、2倍という、この上がりの部分があまりにも飛び過ぎちゃっているんじゃないかという心配があるところの説明がどうなのかと思うところと、あともう1個は、先ほど言ったとおり、亡くなる人がいるということがあったとしても、例えばその段階がゼ

口になるということ自体が、たまたまそういうのが、自然の状況もあって、その段階が少なくても、それがおかしいことではないような気がするんですけども。一番右側の金額が上がる部分、15、16のところが説明できるものに、先ほど資する資料だって言いましたけど、そういうのは大丈夫なのかなと危惧しているところではあります。その部分だけです。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

16段階に細分化するというのを少し、細分化するとしても上げ方を緩めるということは可能ですかね。そうすると当然、その分基準月額が上がって、7,000円とかそれぐらいになる感じですかね。

事務局。

【事務局】

今、手元で幾らになるかまではすぐには出てこないと思うんですが、ここの部分の上げ幅を小さくした場合には、当然平均的な金額は上がっていきますので、より多くの市民にその分の負担増を求めていくことになってきます。

【小林委員】

私自身は、トータルを下げよと言っているのではなくて、上げ幅のところ、今、数字を見るので数字なんですけれども、例えばグラフで見たときの、棒グラフの上がり方があまりにもというところが心配で、トータルを下げることはいなくてもいいんですけども、もう少し緩やかにならないかなという部分の危惧があるというだけです。

【林会長】

事務局からデータがありますか。

【事務局】

まだデータはつくっていないんですが、そもそも所得段階を多く分けるというのは、国が標準で9段階というのを示しているんですが、それを13段階に上げたというところがあってのうちの多段階化のさらなる延伸ということになったわけなんですけれども、そういった中で、普通に段階だけ増やしていくと、かえって中間層の負担が重くなってしまいうんですね。そういったこともあって、そこが重くならない程度で、なおかつ、先ほど来申し上げている、ある程度の人数のいる層をつくっていくという中で、今回の16段階ということでやっておりますので、中間段階を下げるという意味ではないという御発言でしたが、事務局としては、中間段階を抑えたいというのがございます。年金所得で暮らしていらっしゃる方の一番基準になる部分を何とか抑えたかったというところで、所得の高い方への負担を求めていくというところでもございましたので、こういった、国で言うところであれば、制度改革というところに近い考え方なんです。多段階化を進めるという。ですので、高所得者の方への増額のところが大きくなってしまったわけなんですけれども、その部分では致し方ないのかなということでの提案でございました。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。これまで御発言なかった委員からも御意見を伺ってみたいと思うのですが、森平委員、何かございませんか。

【森平委員】

先ほど山路さんがおっしゃったように、所得の細分化というんですか、ある程度所得

のある方の負担が大きくなるというのは、形は、例えば何段階とかということは抜きにして、それは妥当な考え方だと思うんですね。やっぱり取れる人といいますか、たくさん持っている人は、それを分けるということは妥当な方法じゃないかなと思うので、私はこれ自体がそんなに不都合があるとは思わないのですけれども。

【林会長】

ありがとうございます。順番に、まだ御発言がなかった方にお聞きしたいんですが、前田委員、いかがですか。

【前田委員】

ありがとうございます。いろいろと御意見を聞いている中で、幅が気になった部分もあったんですけども、やはり最終的には中間層の方の値上げ幅を抑えるというところは妥当であろうと思うのと、介護保険を利用される方たちを思い浮かべても、年金の方たちとかは、保険料のそういったところ、自費が出ないとか、いろんな意味で利用控えもされるような状況もあることを考えると、所得の多い方は、そういったところも非常に有効に利用できる方たちもいらっしゃるという、介護保険を利用する層のことも考えると、所得のある方が出していただくというのは、今のこういう状況の中では致し方ないのではないのかというのと、今後10期のところで基金がない状況のほうがよっぽど不安があるのであれば、今回はこのぐらいの値上げ幅が妥当ではあるのかなと考えました。

【林会長】

ありがとうございます。  
信坂委員、お願いします。

【信坂委員】

税金なんかも、高所得者の方の場合、かなりの料率になっていると思うので、それと同じ考え方でいけば、これは全然妥当だと私は思っていたんですけど、こうやって集めた中をどうやって生かして、今後、変な話、介護保険としての支出がないような状態をつくるための資金という考えで組み立てていけば、保険料、このときは上がったとしても、支出がなくなれば下がるときも来るわけじゃないですか。そういう考えもありながら、所得段階に関しては税金と同じ考え方で私は妥当だと思いました。

【林会長】

ありがとうございます。  
山本委員、お願いします。

【山本委員】

私も妥当だと思いました。事務局から本当に丁寧な説明で、様々納得できましたし、また、高所得者の方に対しては、決まったことに対しては丁寧に御説明もしていただけていると思っておりますので、妥当だと思いました。

【林会長】

瀬戸委員、お願いします。

【瀬戸委員】

14段階から15段階までで、それまでは200万ずつ上がっていて、600万差がありますので、それで右側の年額を見てみると、そんなに突然、これをもっと細分化したら大体妥当な金額かなと思うのと、やや気持ち減らしてあげると、2,000万円台、3,000万円台の人も、ちょっといいかなと思うんじゃないかと思ったのと、あと、足りないときに出してくる基金の部分なんですけど、これって増やすことは、無知な意見かもしれないんですけど、基金取崩し、ゼロ円、3億円、4億円って、これは増えれ

ば使っても、へそくりのようなところは、増える可能性は考えられないのでしょうか。

【林会長】

基金が増えることがあるかということですね。

【瀬戸委員】

投資とは言わないですけども、そういうことで増えれば、ちょっと安心しながら予算が組めるんじゃないかと思うんですけども。

【林会長】

事務局に聞いてみましょう。事務局、お願いします。

【事務局】

準備基金については、資金の運用ということでは定期預金で運用しているのが現状でございます。これについては、資金の運用を取り扱っている会計課という部署が一手に握ってやっているところでありますが、基本的にこちらの準備基金は、介護保険料の余剰金のプールということでございますので、何か別のお金をあてがって、この基金自体の金額を増やすということもありませんし、今のところ、細々と利息を少しずつ継ぎ足しているといった状況です。

確かに瀬戸委員のおっしゃるとおり、運用について、もっと利回りのよいものがないのかというのは市議会でも取り上げられているところではあるんですが、現状では元本の保証できるものということでの運用しかしていないといったようなところが実情でございます。

以上でございます。

【瀬戸委員】

ありがとうございます。

【林会長】

ありがとうございます。今、これまで御発言なかった委員からお聞きしましたが、御発言あった委員も含めて、何かありましたら、いかがでしょう。

今の御意見を伺うと、運協としては事務局提案でいいのではないかという感じがしてきたんですが、いかがですか、皆さん。

それでは、事務局提案でいくことに異論があるというか、反対の方いらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、それでは、事務局提案の第9期の保険料、基準月額6,467円でいくということで運協として決定したいと思います。ありがとうございます。

さて、そうしますと、一応今日の会議次第はほぼ終わって、4のその他で何かございますか。事務局からありますか。

【事務局】

それでは、次回の日程の確認をさせていただきたいと思います。次第の下の部分にも書かせていただきましたが、次回の運営協議会は2月16日金曜日、会場は今のこちらと同じで、市役所3階第1・第2会議室となります。よろしくお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。委員の皆様からその他で何か御発言ございませんか。よろしいですか。

どうぞ、小出委員。

【小出委員】

次回の議題を教えてください。簡単でいいので。

【事務局】

次回の議題ということなんですけれども、一応今回、中間答申の案についてということで資料を提供させていただいて、来週いっぱいまでの予定で御意見をいただくと。それで、1月中に何とかパブリックコメントを始めたいと考えてございますので、次回運協のときは、ちょうどパブリックコメントが続いている状況となってくるかと思えます。その上で、具体的に今、パブリックコメント中に何をやるかまでは細かく決め込んでいないところではございますけれども、一応予定ということで、今回、2月16日を提案させていただいているところでございます。

事前配付の資料も含めて、来週いっぱいまでに御意見を頂戴できればと考えてございますので、事務局といたしましても、先ほど申し上げました保険料の算定のプロセス、今、こちらもどたばたでやっておりますので、本日お渡しの原稿の中には細かいところまで書いてございませんので、それも含めた形で直させていただいて、中間答申という扱いでパブリックコメントにかけていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

ないようでしたら、本日の介護保険運営協議会はこれにて閉会としたいと思います。大変お疲れさまでした。

— 了 —